

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
大気汚染防止法第18条の31	水銀排出施設の構造等の計画変更命令又は設置計画の廃止命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

第18条の28第1項又は第18条の30第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る水銀排出施設に係る水銀濃度がその水銀排出施設に係る排出基準に適合しないと認めるとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。